

「電話サポート約款」新旧対照表

改定前（2015 年 10 月 1 日）	改定後（2016 年 4 月 25 日）
第 1 条（適用範囲） 1 電話約款の条項は、当社の関連会社である福井コンピュータアーキテクト株式会社及び福井コンピュータ株式会社（以下、総称して「グループ会社 2 社」といいます）が提供する、有料保守サポートサービス「F C メンバーシップ」（以下「F C M」といいます）をご契約のお客様のうち、サポート保守（電話サポート等）をご契約されたお客様がご利用いただく本サービスに適用されるものです。また、グループ会社 2 社の商品自体に電話サポートが付帯サービスとして提供される場合にも、適用されます。	第 1 条（適用範囲） 1 電話約款の条項は、お客様が本サービスをご利用いただく場合に適用されます。
第 1 条（適用範囲） 2 グループ会社 2 社の各ホームページ上で掲載する「各製品・サービスのサポート基準に関するご案内」、及び対象商品ごとの条件等を定めた「電話サポートのご案内」（以下、総称して「サポートに関するご案内」といいます）は、全てを電話約款と一体のものとして、お客様はこれら全てを遵守する義務を負うものとします。ただし、電話約款とサポートに関するご案内その他の電話約款外における本サービスの説明等とが異なる場合は、電話約款を優先して適用するものとします。	第 1 条（適用範囲） 2 当社の関連会社である福井コンピュータアーキテクト株式会社及び福井コンピュータ株式会社（以下、総称して「グループ会社 2 社」といいます）の各ホームページ上で掲載する「各製品・サービスのサポート基準に関するご案内」、及び対象商品ごとの条件等を定めた「電話サポートのご案内」（以下、総称して「サポートに関するご案内」といいます）は、全てを電話約款と一体のものとして、お客様はこれら全てを遵守する義務を負うものとします。ただし、電話約款とサポートに関するご案内その他の電話約款外における本サービスの説明等とが異なる場合は、電話約款を優先して適用するものとします。
第 3 条（サービスの種類と内容） 1 付帯電話サポート （省略） ① 提供条件 (1) （省略） (2) 又は、F C M（以下、(1)と総称して「基本契約」といいます）に電話サポートが付帯しており、応対回数制又は一部応対回数制限なしでの提供となります。ただし、回数制限なしの場合でも、他のお客様への提供の妨げになるようなご利用状況（有効期限 1 年間に 36 回を超える場合）のお客様には、当社の判断により使用の制限を行う場合があります。	第 3 条（サービスの種類と内容） 1 付帯電話サポート （省略） ① 提供条件 (1) （省略） (2) 又は、有料保守サポートサービス「F C メンバーシップ」（以下「F C M」といい、(1)と総称して「基本契約」といいます）に電話サポートが付帯しており、応対回数制又は一部応対回数制限なしでの提供となります。ただし、回数制限なしの場合でも、他のお客様への提供の妨げになるようなご利用状況（有効期限 1 年間の応対回数が 36 回を超える場合）のお客様には、当社の判断により使用の制限を行う場合があります。

第3条（サービスの種類と内容） 2 年間電話サポート （省略） ① 提供条件 基本契約があり、電話サポートが付帯していない場合、又は応対回数の上限を超えた場合の提供となります。 ② 料金体系 （省略） ③ 有効期限（契約期間） 有効期限は、契約開始日より1年間とし、基本契約の契約期間までとなります。	第3条（サービスの種類と内容） 2 年間電話サポート （省略） ① 提供条件 本条第1項①の(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合、又はこれらに該当するお客様で応対回数の上限を超えた場合の提供となります。 ② 料金体系 （省略） ③ 有効期限（契約期間） 有効期限は、契約開始日より1年間となります。
第3条（サービスの種類と内容） 3 スポットサポート （省略） ① 提供条件 基本契約があり、電話サポートが付帯していない場合、又は応対回数の上限を超えた場合の提供となります。	第3条（サービスの種類と内容） 3 スポットサポート （省略） ① 提供条件 本条第1項①の(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合、又はこれらに該当するお客様で応対回数の上限を超えた場合の提供となります。
第3条（サービスの種類と内容） 4 従量制電話サポート （省略） ① 提供条件 基本契約があり、電話サポートが付帯していない場合、又は応対回数の上限を超えた場合の提供となります。	第3条（サービスの種類と内容） 4 従量制電話サポート （省略） ① 提供条件 基本契約があり、応対回数の上限を超えた場合の提供となります。
第4条（電話サポートの定義） 該当項目なし	第4条（電話サポートの定義） 6 サービスの提供 本サービスは、日本国内からのみご利用いただけるものとします。